

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況 (2024 年度) について

2025 年 5 月 12 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

(趣旨)

委員会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を担保するため、委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表することとなっている。

今回で委員会発足後 10 度目となる年次報告（案）（2024 年度）の公表について、ご審議をいただく。

1. 年次報告（案）の構成と概要（詳細は資料 6－1 を参照）

序章 電力・ガス取引監視等委員会について

第 1 章 電力の小売・卸取引に関する取組

1. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査

- ・ 小売電気事業及び小売供給の登録について審査した結果、2025 年 3 月末時点での登録件数は小売電気事業 761 件、小売供給 38 件となった。

1. 2. 電力取引報の公表

- ・ 電気事業者等から電気の小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

1. 3. 各種相談への対応

- ・ 相談窓口（情報提供窓口）を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・指導等を行った。

1. 4. 小売取引の監視等

- ・ 電力の小売営業に関して、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導を行った。
- ・ 小売取引の監視等としての主な取組例として、小売電気事業者に対する指導及び小売市場重点モニタリングを行った。

1. 5. みなし小売電気事業者 7 社に対する調達改善に向けた取組のフォローアップ等

- ・ みなし小売電気事業者 7 社の特定小売供給約款の変更認可に関して、2024 年度の調達効率化のための各事業者の取組をフォローアップした。
- ・ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則などの審査ルールに関し、当面の対応としてアップデートが必要な点について検討を行い、所要の改正を行うよう経済産業大臣に建議した。

42
43 1. 6. みなし小売電気事業者に対する監査

- 44 ・ みなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者 10 社
45 のうち、事業者 1 社に所要の指導を行った。

46
47 1. 7. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事
48 後評価

- 49 ・ 経過措置が講じられている電気の小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評
50 価を実施した結果、対象事業者 3 社について、変更認可申請を命じることが必要
51 となる事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。

52
53 1. 8. 電力市場の監視

- 54 ・ スポット市場の監視を通して、株式会社 JERA が市場相場を変動させる認識を有
55 しつつ、停止する発電ユニットの余剰電力の一部を供出していなかったことが
56 相場操縦に該当すると判断したため、同社に対し、業務改善勧告を実施した。
57 その他、複数件の誤入札等を確認したため、特に問題が大きいと考えられる事
58 業者に対して文書による業務改善指導を実施した。
- 59 ・ 2025 年及び 2026 年度に受渡しが行われるベースロード市場 2024 年度オークシ
60 ュョンの監視の結果、ガイドラインに照らして、問題となる事例は確認されな
61 かった。また、2023 年度に受渡しが行われた 2022 年度オークションにおける実績
62 と想定との乖離に係る合理性を確認した結果、一部の大規模発電事業者が、本
63 来含めるべきではない費用を供出上限価格に含めていたため、注意喚起を行っ
64 た。
- 65 ・ 容量市場については、2024 年度メインオークション（対象実需給年度：2028 年
66 度）及び 2024 年度追加オークション（対象実需給年度：2025 年度）の監視の結
67 果、いずれも事前監視において、売り惜しみに関する指摘を行った。更に、上記
68 追加オークションの事後監視において、問題となる事例を確認した。
- 69 ・ 長期脱炭素電源オークションについては、落札候補となる応札案件の応札価格を
70 監視し、応札価格に含めることが認められない項目について、事業者への通知を
71 行った。通知内容を反映して再算定された応札価格は、適切に算定されているこ
72 とを確認している。なお、一部の費用を応札価格に含めることが認められないこ
73 とにより、投資回収が困難と判断した事業者から応札の取下げの申出があったが、
74 これに伴う追加的な監視の必要はなかった。

75
76 1. 9. 発電・小売間の不当な内部補助防止策

- 77 ・ これまでの制度設計専門会合で整理された内外無差別な卸売等のコミットメン
78 トに基づく評価の考え方についてとりまとめた文書を 2025 年 3 月に公表した。
- 79 ・ 旧一般電気事業者各社及び株式会社 JERA に対して、内外無差別な卸売等にかか
80 る定期フォローアップを実施した。
- 81 ・ これら事業者の子会社が所有する電源の内外無差別な卸売に関する考え方や、エ
82 リア内供給制限を付与する場合の評価の考え方等について整理を行った。

第2章. 送配電分野に関する取組

2. 1. 送配電事業の監視

- 一般送配電事業者及び特定関係事業者における情報漏えい事案に関し、集中改善期間におけるモニタリングにより確認した各社の再発防止に向けた取組状況を採点し、採点結果を公表した。また、新たに事案が判明した東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社に対して業務改善勧告及び業務改善指導を実施した。
- 一般送配電事業者による確定電力量の通知の遅延や発電側課金の割引区分に関する誤通知の事案が発生し、これらについての再発防止策を着実に実施するよう指導を行った。

2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査

- 一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理について監査を行った。「約款の運用」、「託送供給等収支」及び「体制整備等」を重点的に確認し、対象事業者13社のうち、5社に所要の指導を行った。

2. 3. レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の期中評価と東京電力パワーグリッド株式会社における2023年度の廃炉等負担金の確認

- レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の2023年度の期中評価を実施した。
- 東京電力パワーグリッド株式会社における2023年度の廃炉等負担金の確認について、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかった旨を経済産業大臣に回答した。

2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討

- 一般送配電事業者が行った調整力等の公募調達等について監視を行い、制度設計専門会合等に報告した。
- 需給調整市場における調整力の調達等に関して、制度設計専門会合等で議論・検討を進め、「需給調整市場ガイドライン」の改正について、経済産業大臣に対して建議を行った。

2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視

- 制度設計・監視専門会合において、需給ひっ迫時における補正インバランス料金の上限値であるC値、D値及び累積価格閾値制度の導入について議論・検討を実施した。
- 一般送配電事業者におけるインバランス料金単価の誤算定事案について、再発防止策の着実な実施と精算に当たっては真摯に対応するよう指導を行った。また、一般送配電事業者全社及び送配電網協議会が出席する会合を開催し、各社における発生事案の概要と再発防止策の確認等を行った。

2. 6. 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの開催、発電側課金の運用
- 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループを開催し、一般送配電事業者の各部門や主要設備ごとの効率化の取組等について議論を行った。
 - 発電側課金について、発電事業者から小売電気事業者への転嫁に係るアンケート・ヒアリング調査を実施した。

2. 7. 局地的電力需要増加と送配電ネットワークに関する研究会の開催
- 送配電ネットワークがデータセンターやEVなどの局地的需要増加を機動的かつ円滑に受け入れるための課題や方策を整理するため、研究会を開催して検討を実施し、報告書を取りまとめた。

第3章. ガスの小売・卸取引に関する取組

3. 1. ガス小売事業の登録申請に係る審査
- ガス小売事業の登録について審査した結果、2025 年 3 月末時点での登録件数は 1,330 件（簡易ガスを含む。）となった。

3. 2. ガス取引報の公表
- ガス事業者からガスの小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

3. 3. 各種相談への対応
- 相談窓口（情報提供窓口）を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・指導等を行った。

3. 4. 小売取引の監視等
- ガスの小売営業に関して、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導等を行った。

3. 5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査
- 旧一般ガスみなしガス小売事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者 4 社とも、事業者に対する勧告等や所要の指導に至るような事業者はいなかった。

3. 6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価等
- 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者 3 社について、変更認可申請を命じる必要がある事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。
 - ガスの特別な事後監視の結果、2024 年 4 月～2025 年 3 月においては、文書指導に至るような事業者はいなかった。

3. 7. ガス卸コミットメントのフォローアップ

- ・ ガス大手3社へ対する、コミットメント遵守に関するフォローアップ結果を踏まえ、事業者に必要な対応を求めた。

第4章. ガス導管分野に関する取組

4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視

- ・ 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況を監視し、所要の指導を行った。

4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査

- ・ 一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の業務及び経理について監査を行った。「託送供給収支」及び「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」を重点的に確認し、対象事業者257社のうち、69事業者に所要の指導を行った。

4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

- ・ 2023年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、3社については、2023年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していることを確認した。また、8社については、2023年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していることを確認した。

第5章. 熱供給事業に関する取組

- ・ 熱供給事業の登録件数については、2025年3月末時点で73件（133地域）となっている。
- ・ 経済産業大臣に対して、1事業者2区域について、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可の申請があり、委員会で審査の上、意見回答を行った。

第6章. 広報、紛争処理等

6. 1. 広報/消費者対応

- ・ 委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施するとともに、消費者保護強化のため、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を行った。

6. 2. 国際的な取組

- ・ 国際エネルギー規制機関連合への加盟や国際会議への参加等を通じ、海外のエネルギー規制機関と連携し、意見交換・情報収集を行った。

6. 3. 紛争処理

- ・ あっせんの申請は1件であったが、不実行となった。また、1件の苦情の申出があり、処理を行った。仲裁の申請はなかった。

6. 4. 電力・ガス取引監視等委員会に関する検証

- ・ 電力・ガス取引監視等委員会に関する検証を行い、とりまとめを公表した。

- 211 ○参考資料
- 212 1 電力・ガス取引監視等委員会 運営理念
- 213 2 電力・ガス取引監視等委員会における審議経過（2024 年 4 月～2025 年 3 月）
- 214 3 電力・ガス取引監視等委員会の建議など（2024 年 4 月～2025 年 3 月）
- 215 4 2023 年度電気事業監査結果
- 216 5 一般送配電事業者による非公開情報漏えい事案に関する制度的措置について（建
- 217 議）
- 218 6 一般送配電事業者の中立性確保に向けた兼職規制の改正について（建議）
- 219 7 廃炉等負担金の確認について
- 220 8 「需給調整市場ガイドライン」改正の建議
- 221 9 2023 年度ガス事業監査結果
- 222 10 電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ
- 223

224 **2. 公表方法**

225 委員会 HP で公表

226

227 ○参考条文

228 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

229 （公表）

230 第六十六条の十六 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。